

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	新宿区立小・中学校部活動指導に係る業務の委託について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局教育支援課）

## 事業の概要

事業名	部活動運営支援事業
担当課	教育支援課
目的	部活動指導員を配置することによって、学校部活動の運営を支援し、魅力ある学校づくりに寄与するとともに、教員の働き方改革を推進する。
対象者	中学校部活動（小学校クラブ活動を含む）を行う生徒（児童を含む）
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>これまで、部活動指導員の配置業務については、学校が求める条件を満たす部活動指導員の確保や安定的・継続的な配置が困難な状況にあり、業務改善が課題となっていた。令和5年度は、専門事業者部に部活動指導員の配置業務の一部を委託し、全小・中学校に配置する部活指導員を30部活動程度に拡充する。</p> <p>2 委託概要</p> <p>(1) 委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校の需要に応じたヘッドコーチ及びコーチの確保・配置</li> <li>②質の高い部活動指導員の育成（研修を含む）</li> <li>③児童・生徒への専門的な指導（生活態度や集団行動上の指導を含む）</li> <li>④安全管理（用具等の点検を含む）</li> <li>⑤保護者対応（連絡・相談・苦情処理等）</li> <li>⑥学校・教育委員会事務局（部活動支援室を含む）等との連絡調整</li> <li>⑦大会・遠征引率</li> <li>⑧コールセンター業務</li> <li>⑨その他必要な業務</li> </ul> <p>(2) 委託期間</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>※学校での指導開始は5月から（予定）</p> <p>※個人情報の流れは、資料13-1のとおり</p>

## 件名 部活動運営支援事業における新宿区立小・中学校部活動指導に係る業務の委託について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	新宿区立小・中学校部活動指導業務
委託先	リーフラス株式会社(プライバシーマーク取得、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【対象児童・生徒に係る情報項目】</p> <p>氏名、性別、年齢、在学情報(学校名、学年)、部活動種目、アレルギーの有無、既往歴</p> <p>【対象児童・生徒の保護者に係る情報項目】</p> <p>住所、氏名、性別、緊急連絡先(電話番号・メールアドレス)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び部活動運営システムサーバ)
委託理由	より専門的で質の高い指導者を安定的に配置することによって、魅力ある部活動・学校づくり及び教員の「働き方改革」を推進するため
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の需要に応じたヘッドコーチ及びコーチの確保・配置</li> <li>(2) 質の高い部活動指導員の育成(研修を含む)</li> <li>(3) 児童・生徒への専門的な指導(生活態度や集団行動上の指導を含む)</li> <li>(4) 安全管理(用具等の点検を含む)</li> <li>(5) 保護者対応(連絡・相談・苦情処理等)</li> <li>(6) 学校・教育委員会事務局(部活動支援室を含む)等との連絡調整</li> <li>(7) 大会・遠征引率</li> <li>(8) コールセンター業務</li> <li>(9) その他必要な業務</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーの遵守義務について明記する。</li> <li>2 契約履行の間、特記事項(別紙)24に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項(別紙)23に基づき速やかに状況報告をさせるよう指導する。</li> <li>3 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告することを義務付ける。</li> <li>4 収集した個人情報は各々ファイリングし、施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>5 個人情報は、委託業務の履行場所への持ち出しは原則行わない。</li> <li>6 個人情報を事業者提供の際は、必ず本人(保護者)の同意を得る。</li> </ol> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ID及びパスワード等により、パソコンを操作できる職員を限定するとと</li> </ol>

	<p>もに、個人情報を記録できるパソコンを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。</p> <p>2 不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p><b>【運用上の対策】</b></p> <p>1 契約履行の間、特記事項（別紙）24に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項（別紙）23に基づき速やかに状況報告をさせるよう指導する。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告することを義務付けさせる。</p> <p>3 個人情報を記録した媒体は、施錠できるキャビネットに保管させる。</p> <p>4 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを入力するよう設定させる。</p> <p>5 個人情報を委託業務の履行場所へ持ち出す際は、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。</p> <p>6 事業所及び委託業務の履行場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の出し入れを行わせない。</p> <p>7 日々の委託業務終了後は、委託業務の履行場所に個人情報書類の置き忘れがないよう、複数の従事者で状況を確認させる。</p> <p>8 委託業務の履行にあたり不要となった個人情報は、速やかに区に返還させる。</p> <p>9 個人情報を収集する際は、必ず本人（保護者）の同意を得る。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分離するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>2 ウイルス感染等がないよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</p> <p>3 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、運営管理URLにアクセス後、ID、パスワード等により利用認証を行わせる。</p> <p>4 アクセス可能時間や権限を持つ担当者を細かく限定させる。</p> <p>5 操作できる内容を限定し、必要最低限のデータしか取り扱わせない。</p> <p>6 個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>7 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (個人情報の保有の制限等)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を保有するときは、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

### (不適正な利用の禁止)

- 4 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

### (適正な取得)

- 5 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### (利用目的の明示)

- 6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために個人情報を取得するときは、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

### (持出しの禁止)

- 7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 9 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供され、又は乙が取得した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託等の禁止)

- 11 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託又は二以上の段階の業務の委託（以下「再委託等」という。）をしてはならない。

- 12 乙は、個人情報を取り扱う業務をやむを得ず再委託等する必要がある場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 13 前項の場合において、乙は、乙から再委託等を受けた者（以下「再委託等先」という。）に本特記事項に定める義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 14 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条及び第180条の罰則の適用があること。

- 15 第12項の場合において、甲は、必要に応じて甲自ら又は乙を通じて、再委託等先に報告を求め、調査

を行い、指導することができるものとする。

16 第12項の場合において、乙は、再委託等先との契約書に本特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

17 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して甲が再委託等先に課した個人情報保護対策に基づき、適正に業務を実施していることを甲自ら又は乙を通じた立入り調査等により確認をうけるように講じさせるものとする。この場合において、甲は、再委託等先に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができるものとし、乙は、業務の実施状況を明らかにするものとする。

18 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して前項による確認を、年度当たり1回以上うけるように講じさせるものとする。

#### **(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)**

19 乙は、区民等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

#### **(資料等の返還等)**

20 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供され又は乙が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還又は引き渡さなければならない。また、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去しなければならない。

21 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、その記録を保存するとともに、甲に対して廃棄又は消去をしたことの証明書等を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、廃棄又は消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

22 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

23 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

24 乙は、甲が乙に課した個人情報保護対策に基づき、乙が適正に業務を実施していることを甲の立入り調査等により確認をうけるものとする。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができるものとし、乙は、業務の実施状況を明らかにするものとする。

25 乙は、前項による確認を、年度当たり1回以上うけるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

26 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、個人情報の保護に関する法律について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

27 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表等)**

28 甲は、乙が本特記事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができるものとする。

#### **(損害の賠償)**

29 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### **(契約解除)**

30 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部または一部を解除することができるものとする。

31 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。